

三朝町基本財産林造成事業に関する特例条例の制定について

三朝町制十周年記念事業として、町及び財産区の基本財産林を造成するため、次のとおり特例条例を制定するものとする。

昭和三十八年三月十一日 提出

三朝町長 坂出 雅 己

昭和三十八年三月十九日 原案可決

三朝町議会議長

矢田 秀 雄



三朝町基本財産林造成事業に関する特例条例 案

(目 的)

★一条 この条例は、三朝町制十周年を記念し、本町の保有する広大な山林原野の保続培養と森林資源の涵養、国土緑化を期し、併せて町、財産区(関係各部落)の恒久的財産を造成し町民将来の至済安定に資するため公有地主対象として記念財産林造成事業(以下「記念造林事業」という)の施策に關し、三朝町基本財産林造成事業に關する条例(昭和二十九年三朝町条例第四九号(以下「造林基本条例」という))

の特例を定めることとを目的とする。

(事業の基準)

オ三条 この記念造林事業の施行箇所は、造林基本条例オ二条の規定にかかわらず一団地の面積が一ヘクタール以上であつて、町長が認めたものについて実施する。

(分収割合)

オ三条 この記念造林事業にかかる収益分収の割合は、造林基本条例の規定にかかわらず、町 百分の四十、財産 区 百分の六十とする。

附 則

一 この条例は、公布の日から施行し、昭和三十八年度及び昭和三十九年度に限り適用する。

二 この条例に定めるもののほか、必要な事項は造林基本条例 及び同規則の定めるところによる。